

茨木市大規模・中規模小売店舗立地検討委員会設置要綱

茨木市大規模・中規模小売店舗出店問題協議会設置要綱（平成17年6月27日実施）の全部を改正する。

（設置）

第1 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。第2において「法」という。）第2条第1項に規定する店舗面積が1,000平方メートル超の大規模小売店舗及び茨木市中規模小売店舗出店指導要綱（平成19年4月1日実施）第2に規定する店舗面積が500平方メートル以上1,000平方メートル以下の中規模小売店舗の新設及び届出事項の変更（第2において「新設等」という。）に伴う周辺地域の生活環境の保持に関する諸問題について、必要な協議を行うため、茨木市大規模・中規模小売店舗立地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大規模小売店舗及び中規模小売店舗の新設等に係る庁内関係各課間の連絡調整及び意見集約に関すること。
- (2) 法第8条第4項に規定する意見に関すること。
- (3) 法第9条第1項に規定する勧告に関すること。
- (4) その他法及び茨木市中規模小売店舗出店指導要綱の運用に関すること。

（組織）

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は産業環境部担当副市長の職にある者を、副委員長は他の副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長等）

第4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第6 委員会に、第2に規定する事項の協議及び調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長は産業環境部長又は産業環境部理事の職にある者を、副幹事長は産業環境部次長（商工労政課担当）の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

8 幹事長は、大規模小売店舗の交通に係る事項についての協議及び調整を行うときは、大阪府茨木警察署交通課長の職にある者の会議への出席を求めるものとする。

9 前項に規定するときのほか、幹事長が必要と認めたときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(大規模小売店舗立地審議会の意見)

第7 委員会は、大規模小売店舗の新設等に係る周辺地域の生活環境の保持に関して、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市大規模小売店舗立地審議会から専門的な意見を聴くものとする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、産業環境部において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年12月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1

危機管理監	企画財政部長	産業環境部長	産業環境部理事	都市整備部長
建設部長	消防長	教育委員会学校教育部長		

別表第2

危機管理課長	政策企画課長	商工労政課長	環境政策課長	環境保全課長
環境事業課長	都市政策課長	審査指導課長	建設管理課長	交通政策課長
公園緑地課長	消防本部予防課長	教育委員会学校教育推進課長		